

令和6年 第5回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和6年5月23日(木) 午前10時00分

2 公示日 令和6年5月15日(木)

3 開催場所 小樽市役所本庁本館2階市長応接室

4 出席委員 (人)

会 長	1 1 番	北島	吉治
委 員	1 番	田口	玲子
	2 番	澤田	幸孝
	3 番	浜谷	礼子
	4 番	吉川	孝一
	6 番	古里	和夫
	7 番	佐々木	晴男
	8 番	三國	幸一
	9 番	岩部	利治
	1 0 番	川畑	正美
	1 3 番	長多	誠吉
	1 4 番	本間	俊一

5 欠席委員 5 番 木露 正敏

6 議事日程

< 議案 >

議題第1号(振興係)

- ・令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況の公表について

< 報告 >

報告第1号(農地係)

- ・現況証明の交付について

< その他 >

- ・なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一

農地係長 世戸 幹彦

振興係

堀田 湧祐

農地係

光野 雅士

8 会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、ただいまから、令和6年第5回小樽市農業委員会を開会いたします。 それでは、本会議を進めたいと思います。 出席委員は13名中12名出席しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。 それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により以降の議事の進行は北島会長にお願いいたします。
議長	これより議事に移りたいと思います。 小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に14番本間委員、1番田口委員を指名いたします。 それでは、「議案第1号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。
事務局 (振興係長)	それでは、令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表 につきまして、ご説明いたします。 まず、1ページ目をご覧ください。 こちらは、農業委員会の状況ということで、記載をしております。内容については、昨年度、令和5年4月1日現在の状況記載となりますので、現在の農業委員の体制ではなく、同年7月改選前の状況となっており、定数、実数、農家・農地の概要として総農家数、農業者数及び耕地面積等を記載しておりますが、数値については、直近の農林業センサスの数値を用いております。 次に、裏面、2ページ目をご覧ください。こちらは、最適化活動の実施状況として、農地の集積、現状及び課題等を記載し、目標、それに対しての実績等を記載しております。農地面積、182ヘクタールに対するこれまでの集積面積34.29ヘクタールであり、集積率が18.8パーセントの現状に対し、目標集積面積、36ヘクタール、集積率19.9パーセントとしましたが、実績としては、

	新規集積面積0となりましたので、現状と変動がない結果となりました。下段の、遊休農地の発生防止・解消については、記載のとおりです。 次に、3ページ目ですが、引き続き遊休農地の解消等の記載がありますが、現状では発生なしとしておりますので、記載はございません。中段よりも下、新規参入の促進についてですが、現状及び課題、課題については、小樽市の農業の現状、昨年度と同内容で記載をさせていただきました。 裏面、4ページ目をご覧ください。実績等はございませんので、記載はしておりません。中段、最適化活動の活動目標についてであり、農業委員の人数を記載しております。目標と結果、取組時期等を記載しており、農地パトロールの実績等を記載しております。 続きまして、5ページ目をご覧ください。こちらは、新規参入相談会等の記載があり、目標として1回の相談会としておりましたが、実績としては、開催なく、達成の状況評語として、随時相談を受け、個別に対応しております。 次に6ページ目となりますが、こちらは事務の実施状況について記載しており、農業委員会総会の開催実績について記載しております。総会は毎月開催されましたので、12回となります。 次に、農地法第3条に基づく許可事務について3件ございました。また、農地転用に関して、意見を付し、知事への送付の事務の状況については、ございませんでした。違反転用への対応についても、ございませんでした。 以上、雑第1号議案についての説明を終わらせていただきます。 なお、北海道に内容報告、その後農林水産省への提出となりますが、軽微な修正指示につきましては、事務局で対応させていただきたいと考えております。
議 長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。
浜谷委員	違反転用をした方への対応はどのようにするのか？
事 務 局 (農地係長)	現地確認して指導の形を取りまして、一応、転用許可案件となると、後志総合振興局とも連携しながらですね、対応するような形ですけれども、今何かありましたか？
浜谷委員	何かあるわけじゃなくて、対処とかするのかなと思ひまして。
事 務 局 (農地係長)	一応もう違反転用となると指導権限等もありますんで、最終的には勧告 までも行える権限を持っていますので、その辺は厳しく対

	応できる部分はあるとは思っております。
浜谷委員	農地を購入して何年も作ってない状況とか、そういうのがあった場合は指導とかはしますか？
事務局 (農地係長)	その場合だと作付けしてくださいとなりますが、例えばものを建っている、資材を持ってきている場合だと厳しい指導になりますね。
議長	他に発言がないようですので、議案第 1 号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案の通り決定いたしました。
議長	続いて、「報告第 1 号 現況証明書交付の報告について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。
事務局 (農地係長)	本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第 4 条及び第 8 条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。 件数は、市街化区域内の土地が 5 件 2 1 筆、市街化調整区域内の土地は 2 件 5 筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。 以上でございます。
議長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。 以上で、本日の審議事項は終了しました
事務局長	次回の委員会は、6 月 2 7 日（木）、場所は、別館 3 階第 2 委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。 以上を持ちまして総会を終了いたします (午前 10 時 30 分閉会)

農業委員会等に関する法律第 3 3 条の規定により、この議事録を作成した。